## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	<ul><li>○ 知事</li></ul>	市区町村長等
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	三鷹市	
4. 届出番号	38	
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_categories/index05003006.html	

執行機関名 三鷹市長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子 ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	三鷹市学童保育所条例(昭和47年9月30日条例第34号)及び三鷹市学童保育所 条例施行規則(昭和47年10月25日規則第26号)による子ども・子育て支援事業に 関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成28年1月1日施行)別表第1の第14の項 子ども・子育て支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	子ども・子育て支援法 (平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第1条	三鷹市学童保育所条例第1条、第4条、第10条第3項

⑥ 車務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四月)なの他のストはに関するとははよる特等に担するで、ストは、スラス末接	第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10の規定に基づき、 <u>放課後</u> 児童健全育成事業を行うため、学童保育所(以下「保育所」という。)を設置する。 第4条 学童を保育所に入所させようとする <u>保護者</u> は、市長の承認を受けなければならない。 第10条 保育所に入所した学童の <u>保護者</u> は、学童保育所育成料(以下「育成料」という。)として、月額6,000円を納めなければならない。 3 育成料及び延長育成料は、市長が特別の理由があると認めるときは、 <u>減額し、又は免除</u> することができる。
⑦独自利用事務の関連規範		三鷹市学童保育所条例 三鷹市学童保育所条例施行規則

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	三鷹市学童保育所条例第4条	
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	三鷹市学童保育所条例第4条の規定による入所申請に係る事実についての認定 に関する事務	
特定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ハ	三鷹市学童保育所条例第4条	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情 報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報	
特定個人情報2			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号ト	三鷹市学童保育所条例第3条第2号	
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事	
③提供を求める特定個人情 報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報	

特定個人情報3				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 チ	三鷹市学童保育所条例第3条第2号		
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事		
③提供を求める特定個人情 報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害 者保健福祉手帳の交付に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保 健福祉手帳の交付に関する情報		
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	三鷹市学童保育所条例第10条		
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	三鷹市学童保育所条例第10条の規定による学童保育所育成料等の減額、又は免除についての認定に関する事務		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ハ	三鷹市学童保育所条例施行規則第8条第1項第1号		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ロ	三鷹市学童保育所条例施行規則第8条第1項第4号及び第5号		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報		
特定個人情報3				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 リ	三鷹市学童保育所条例施行規則第8条第1項第3号		
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等		
③提供を求める特定個人情 報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報		

備考